

最近の消費者安全行政について

消費者庁消費者安全課

事故情報の集約・活用

消費者の生命・身体に係る事故発生

事故情報の相談・通報等

関係省庁・地方公共団体等

消費生活相談窓口
国民生活センター
消費生活センター等

消費者安全法に基づく通知

消費者事故等の通知

PIO-NET情報
(全国消費生活情報
ネットワークシステム)

事業者

消費生活用製品安全法
に基づく報告

重大製品
事故の報告
(消費生活用製品※)

事故情報データバ
ンク参画機関

医療機関ネット
ワーク参画機関

個別法によらない任意の情報提供

事故情報
の提供

事故情報
の提供

※消費生活用製品とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品のうち、他の法令で個別に安全規制が設けられ、その規制の対象となっているもの(食品・医薬品・乗用車等)を除く製品。

消費者庁（事故情報を一元的に集約し、分析） →

消費者安全調査委員会
(生命身体事故等の原因を調査)

事故情報のWeb掲載等

- ・定期公表・各省との共有
- ・事故情報データベース

閲覧

注意喚起情報の公表等

記者発表

周知依頼

対応要請
周知依頼等

調査の申出

マスメディア

地方公共団体

事業者団体/
会員企業

SNS

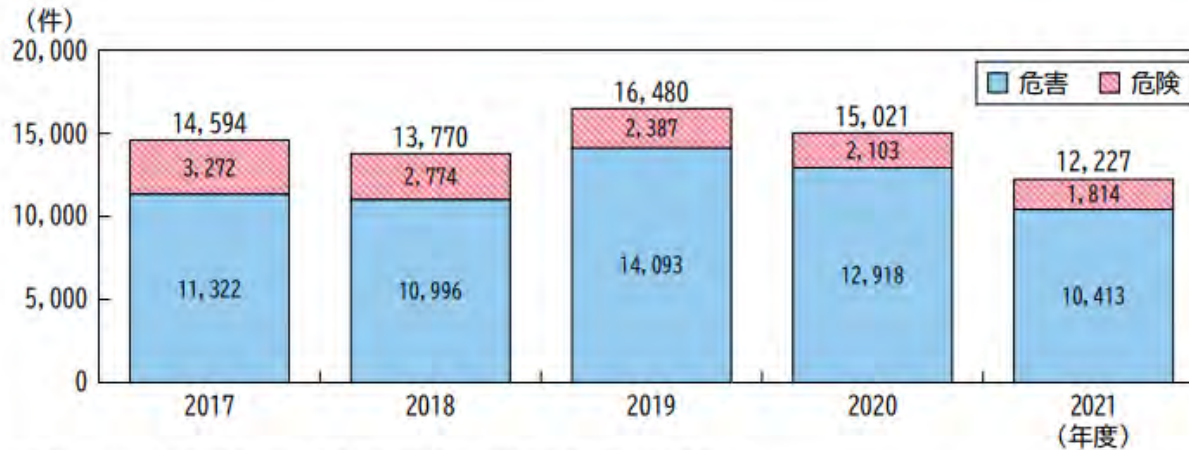
子ども安全メール

報告書等の
公表

消費者

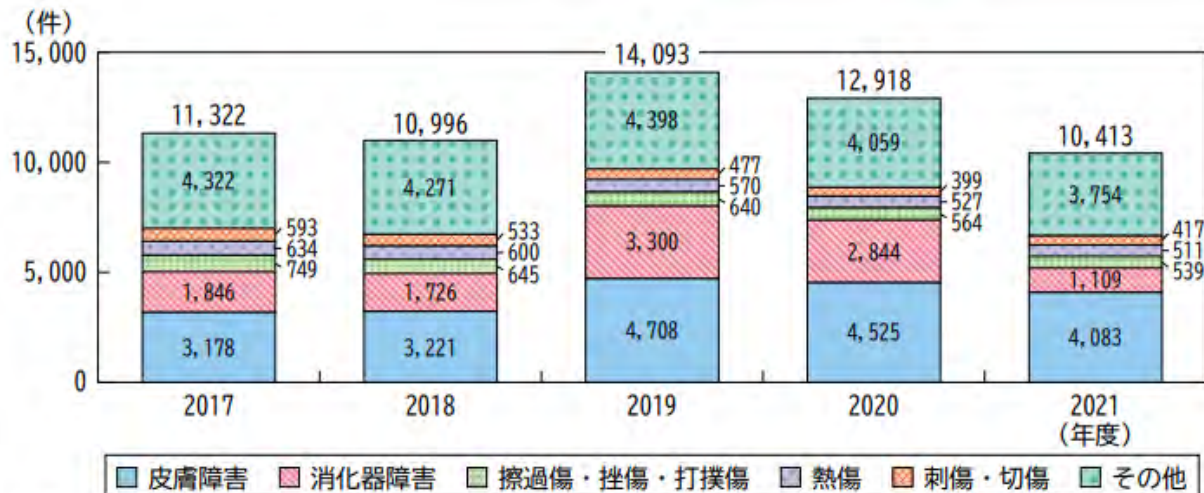
最近の消費者事故の傾向①

危害及び危険情報の件数の推移



- (備考) 1. PIO-NETに登録された消費生活相談情報 (2022年3月31日までの登録分)。
 2. 危害情報とは、商品やサービス、設備等により、生命や身体に危害を受けたという内容の相談。
 3. 危険情報とは、商品やサービス、設備等により、生命や身体に危害を受けるまでには至っていないが、そのおそれがあるという内容の相談。

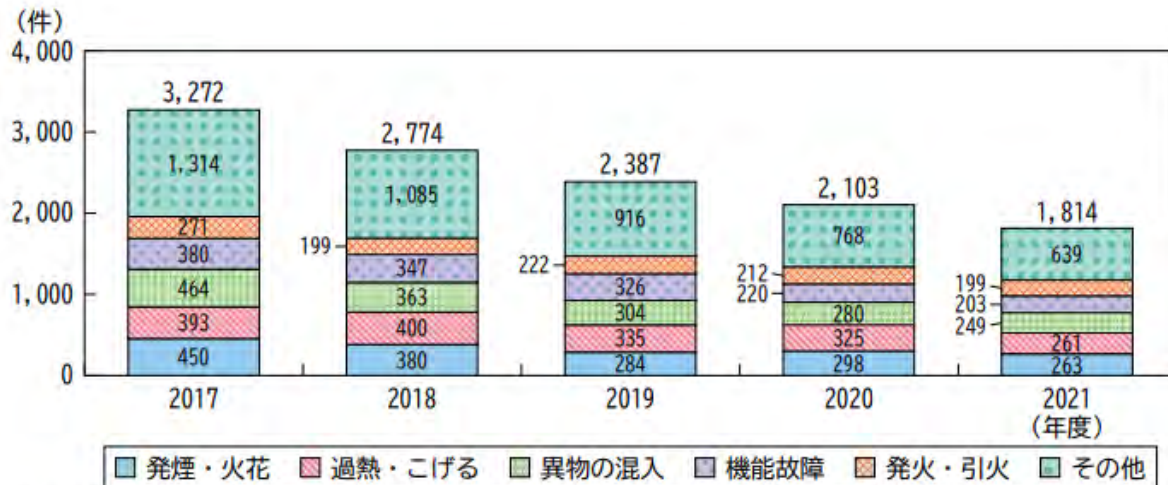
危害情報の件数の推移 (危害内容別)



- (備考) PIO-NETに登録された消費生活相談情報 (2022年3月31日までの登録分)。

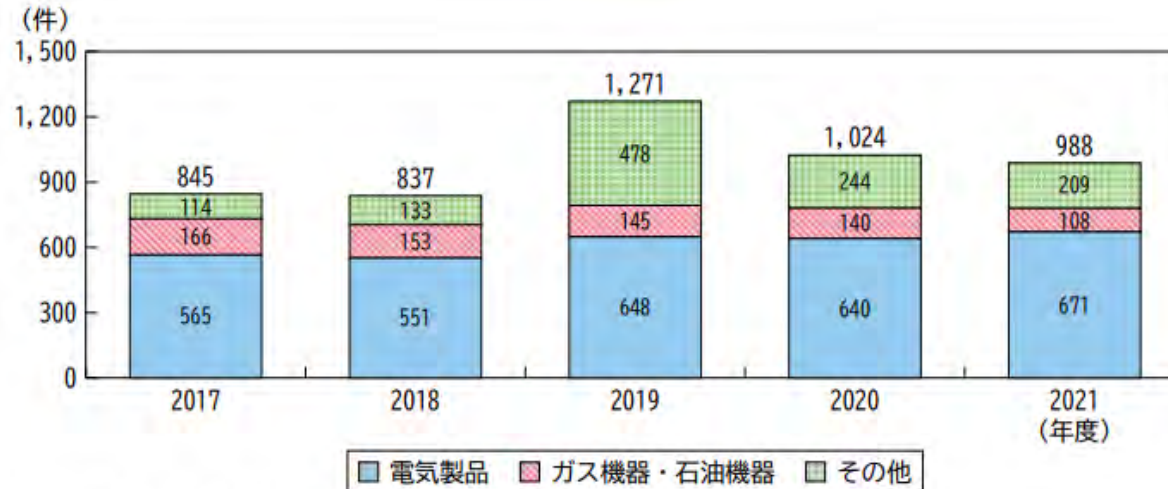
最近の消費者事故の傾向②

危険情報の件数の推移（危険内容別）



(備考) PIO-NETに登録された消費生活相談情報（2022年3月31日までの登録分）。

消費者庁に報告された重大製品事故の件数の推移



(備考) 1. 消費生活用製品安全法の規定に基づき、消費者庁に報告された重大製品事故の件数。
2. 報告後、要件を満たさなかったことが判明し公表しなかったものを含む。

事故情報データベース

○ 消費者庁に集約された事故情報を公表するデータベース

消費者庁、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、製品評価技術基盤機構（nite）、日本司法支援センター（法テラス）、日本スポーツ振興センター、国民生活センター、全国の消費生活センター、日本中毒情報センターの情報を登録

⇒ 報道関係者、研究者、地方公共団体、事業者、消費者等の様々な主体により、事故防止に活用される

概要

○平成21年度（2009年度）以降の製品、食品、サービス等による事故情報を登録

⇒ 約33万件の事故情報を検索可能

○掲載内容は、事故発生日、発生場所、事故状況等の事故の概要

⇒ 当該事故が製品等に起因していることが判明している場合は事業者名、商品名も閲覧可能

○消費者庁と国民生活センターが連携して運用

URL : <https://www.jikojocho.caa.go.jp/>

トップページ

事故情報データベースシステム

生命・身体被害に関する「消費生活上の事故情報」を公開しています

トップ

操作方法

よくある質問

利用上の注意

お問い合わせ

リンク集

文字を標準に戻す

文字を大きくする

事故情報を閲覧する

過去の登録事故情報データベースから、検索・閲覧が可能です。

複数の単語をスペース区切りで指定できます。何れ入力せずに検索すると、全ての事故情報を検索します。

登録件数 (H21年9月～)

304,827件

パスワードの入力

検索する

詳しい条件で検索する

事故情報データベースからのお知らせ

システムリニューアルのお知らせ

本システムは、3月19日に画面のリニューアルとURLの変更を行いました。新たにスマートフォン等での画面表示にも対応しました。

ご利用のブラウザに旧URLでブックマーク等を保存されている方は、早めに、以下の新しいURLでブックマーク(お気に入り)の保存をお願いします。

<https://www.jikojocho.caa.go.jp/>

注目事故情報リスト

▶ 自転車の事故 **[NEW]**

▶ リチウム電池内蔵充電器の事故 **[NEW]**

▶ 高齢者の事故

▶ 乳幼児の事故

関係機関からの注目情報・お知らせ

▶ 新型コロナ関連消費者向け情報 (消費者庁)

▶ 毎日が#転倒予防の日～できることから転倒予防の取り組みをしましょう～ (消費者庁) **[New]**

▶ コンタクトレンズによる眼障害について - カラーでも必ず眼科を受診し、異常があればすぐに使用中止を - (消費者庁)

▶ カットパンによる乳児の窒息事故が発生 - 小さくちぎって与え、飲み込むまで目を離さないで - (国民生活センター) **[New]**

▶ 株式会社丸山製作所が輸入した電動草刈機 (充電式) のリコール対象製品で火災が複数発生しています。すぐに使用を中止し回収対応にご協力ください! (経済産業省) **[New]**

▶ 高齢者の事故防止～電動車いすの利用で気を付けたいこと～ (NITE-製品評価技術基盤機構) **[New]**

▶ 消費者ホットライン (消費者庁)

(注)事故情報データベース内の情報は、消費者事故に該当するか否かを確認・調査中の情報を含んでいます。

各関係機関の情報の属性については、「よくある質問」をご覧ください。

【自治体等への発出文書】

消政策第940号
消安全第384号
消防総第684号
令和3年11月24日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消費者庁消費者政策課長
消費者庁消費者安全課長
消防庁総務課長
(公印省略)

「消費者事故等の通知について」の一部改正等について

消防機関（消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する機関をいう。ただし、消防団を除く。以下同じ。）の収集した消費者事故等に係る情報の運用については、「消費者事故等の通知について」（平成22年3月31日付け消情報第82号、消安全第78号、消防総第239号。以下「消費者事故等通知」という。）及び「消費者事故等の通知について」の一部改正等について（平成27年9月25日付け消政策第346号、消安全第265号、消防総第615号。以下「一部改正通知」という。）によりお願いしているところです。また、消費者庁からの「特に通知いただきたい消費者事故等」について、一部改正通知の別紙として取りまとめているところです。

今般、総務省行政評価局が実施した「消費者事故対策に関する行政評価・監視-医薬類似行為等による事故の対策を中心として-」に係る勧告に加えて、前回の取りまとめから約6年が経過したことによる消費者事故等の分析結果を踏まえ、「特に通知いただきたい消費者事故等」について、別紙のとおり改めて取りまとめましたので、今後はこれを参考として、各消防機関の実情に応じた運用をお願いします。

あわせて、報告事務の効率化のため、消費者事故等通知の報告様式等について、下記のとおり改めましたので通知します。

貴職におかれましては、引き続き適切な運用をお願いするとともに、貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知

されますようお願いいたします。

また、本通知をもって、一部改正通知は廃止します。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項及び消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 報告様式について

消費者事故等通知において定めた報告様式について、記載事項の簡素化を図りましたので、改正後の別記様式（消費者事故等情報通知様式）の活用をお願いします。

（注）「製品」、「設備」及び「役務」に係る記載例も添付します。

なお、消防庁の発出した次の通知等を根拠として、従前より消防庁へ報告いただいている情報については、これまでどおり、各通知等に従った報告様式による運用をお願いします。

- 「火災・災害等即報要領の一部改正について（通知）」（平成20年9月9日付け消防総第166号）
- 「製品火災に係る報告について」（平成21年4月14日付け消防予第154号、消防技第16号、消防特第67号）
- 「消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報の消防庁への報告について」（平成22年3月31日付け消防予第156号、消防危第50号）

2. 報告先について

消費者事故等の報告先等については、消費者事故等通知の別紙にお示ししていますが、原則として電子メールによる報告とするため、当該通知別紙の2(1)及び(3)を以下のとおり改めます。

(1) 報告先

(平日昼間) 消防庁総務課
TEL : 03-5253-7506
E-mail : fdma-kikaku@soumu. go. jp

(平日夜間・休日) 消防庁宿直室
TEL : 03-5253-7777
E-mail : fdma-sokuhou@ml. soumu. go. jp

(3) 報告方法

原則として、電話にて(1)報告先まで一報を入れた後、別記様式等を電子メールにより送信すること。

3. その他の変更について

消費者事故等の考え方についての問い合わせ先について、以下のとおり改めます。

(生命・身体分野) 消費者庁消費者安全課
TEL : 03-3507-9201
E-mail : i. syouhisya. anzen@caa. go. jp

(財産分野) 消費者庁消費者政策課 財産被害対策室
TEL : 03-3507-9176
E-mail : i. syouhisya. zaisan@caa. go. jp

(問い合わせ先)

消費者庁消費者安全課
課長補佐：三宅、係長：石井
TEL 03-3507-9201/FAX 03-3507-9290
消防庁総務課
課長補佐：小林、係長：四維
TEL 03-5253-7506/FAX 03-5253-7531

【別紙】

(別紙)

特に通知いただきたい消費者事故等について

消費者庁消費者安全課

救急・救助事故等のうち、特に通知いただきたい消費者事故等の分野は以下のとおりです。

なお、記載した分野以外についても、消費者事故等のうち製品や役務で「死亡／重篤／重症」となった場合は、同様に適切な対応をお願いします。

<救急・救助事故等のうち、特に通知いただきたい事故の分野>

(1) 製品や設備に関する子供の事故

- ・製品（玩具、医薬品、洗剤等）や食品（乳幼児向け¹の加工食品等）の誤飲や窒息
- ・公園や商業施設等の遊具による事故（例えば、金具や木材の腐食等の不具合が疑われるもの）
- ・抱っこ紐、ベビーカー及び幼児用座席付自転車による事故（落下、指挟み等）

(2) 製品や設備に関する高齢者の事故

- ・転落・転倒事故（介護用ベッド、車いす等）
- ・製品（食品以外）の誤飲（医薬品、洗剤、義歯等）

(3) 製品や設備に関するその他の事故

- ・化粧品等によるアナフィラキシーショック等
- ・化学物質の吸引による中毒等（洗剤、スプレー等）
- ・エスカレーターや自動ドア等の関連器物での事故

(4) 役務（サービス）の提供に関する事故（事業者の過失が疑われるもの）

- ・高齢者福祉施設における介助中の事故（入浴介助中、移乗介助時等の事故）
- ・スポーツ施設における指導中の事故（ジム、水泳教室、ヨガスタジオ等）
- ・医薬類似行為等による役務サービス中の事故

¹ 児童福祉法では、乳児は出生から満1歳未満まで、幼児は乳幼児満了（満1歳）から学齢（小学校就学）までを指します。

<これまでの具体的な事故事例>

- ・洗濯用洗剤（ボール状）を誤飲した幼児が重症。
- ・商業施設内の遊具に子供の指が挟まれ、切断。
- ・ベビーカーに幼児の指が挟まれ、切断。
- ・介護用ベッドに頭部を挟まれた高齢者が死亡。
- ・シルバーカーで歩行中の高齢者が転倒し、腰骨を骨折。
- ・強力マッサージをうたうサロンでリンパマッサージを受けたところ、肋骨骨折。

(以上)

【自治体への発出文書】

消安全第343号

令和3年11月4日

各都道府県・政令指定都市消費生活センター 殿

各市区町村消費生活センター 殿

消費者庁消費者安全課長

(公 印 省 略)

子どもの食品等による窒息・誤嚥に係る相談情報の PIO-NET への入力について (お願い)

平素より、消費者行政の推進に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和3年10月19日、独立行政法人国民生活センターにおいて、カットパンに関する窒息事故が2件発生したことを受けて注意喚起が公表されました(別添1)。当課としても、子どもの窒息・誤嚥事故について引き続き注視しているところです。

特に乳幼児を対象とした菓子やパン等の食品による窒息・誤嚥に係る相談を受けた際には、同様の事故の防止に係る取組の推進のため、下記についての聞き取りをお願いいたします。なお、危害・危険情報のPIO-NETへの入力及び消費者安全法に基づく重大事故等の通知については、PIO-NET 運営連絡会議資料(別添2)を御参照ください。

記

- ・ 子どもの年齢・月齢
- ・ 事故発生時の状況(食べさせ方、保管状況等)
- ・ 窒息に関係した食品の大きさ、形状、固さ等の物性
- ・ 対象年齢等の表示
- ・ 購入日や事故発生日(できるだけ具体的な年月日)
- ・ 医師の診断結果

<本件問合せ先>

消費者庁消費者安全課

電話: 03-3507-9200 (直通)

【自治体等への発出文書】

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 安 全 第 346 号
消 防 総 第 664 号
令 和 3 年 11 月 8 日

消費者庁消費者安全課長
消防庁 総務課長
(公 印 省 略)

医業類似行為等に係る消費者事故等の通知について

消防機関（消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する機関をいう。ただし、消防団を除く。以下同じ。）の収集した消費者事故等に係る情報の運用については、「消費者事故等の通知について」（平成 22 年 3 月 31 日付け消情報第 82 号、消安全第 78 号、消防総第 239 号。）及び「消費者事故等の通知について」の一部改正等について」（平成 27 年 9 月 25 日付け消政策第 346 号、消安全第 265 号、消防総第 615 号。）によりお願いしているところです。

今般、総務省行政評価局が実施した「消費者事故対策に関する行政評価・監視-医業類似行為等による事故の対策を中心として-」に係る勧告¹（以下「本件勧告」という。）を踏まえ、消防機関が把握した医業類似行為等に係る消費者事故等の情報が消防庁を通じて、消費者庁に適切に通知される必要があります。

つきましては、貴職におかれましては、下記 1 から 4 に基づき、医業類似行為等に係る消費者事故等の通知について適切な運用をお願いするとともに、下記 5 を含め、貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項及び消防組織法第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 本通知発出の経緯

本件勧告において、令和 2 年 11 月 17 日付けで、総務省から、医業類似行為等に係る消費者事故等についての調査の結果、「地方公共団体の保健所、警察機関及び消防機

¹ 本件勧告の結果報告書の URL は次のとおり。
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyokuk_021117000145332.html

関から消費者庁への消費者事故等に関する情報の通知などについて課題が見られたことを踏まえ、消費者庁に対して通知制度の周知徹底等が求められています。

また、令和 2 年 11 月 17 日の閣議において、総務大臣の発言（別紙 1 参照）に関連し、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）から、「特に、医業類似行為等による事故情報を一元的に受け付ける保健所、警察機関、消防機関を所管している省庁、具体的には厚生労働省、警察庁、総務省消防庁においても適切な通知が行われるように御協力をお願いします」との発言（別紙 2 参照）があったところです。

これを受け、医業類似行為等に係る消費者事故等について適切な通知がなされるよう、消防庁と消費者庁が連名で本通知を発出するものです。

2. 本通知における医業類似行為等

本件勧告において、総務省は、医業類似行為等として、医業類似行為とエステティックを調査対象²としていることを踏まえ、本通知における医業類似行為等もこれと同一の内容とすることとします。具体的には次のとおりです。

(1) 医業類似行為

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復、整体、カイロプラクティック、骨盤矯正、リフレクソロジー、リラクゼーション等の施術サービス

(2) エステティック

エステサロン等³において提供される脱毛エステ、美顔エステ、痩身エステといったエステティックサービスに加えて、アートメイクやまつ毛エクステンション等の医療行為又は美容行為に該当するサービス

3. 消費者庁に通知いただきたい事項（消防庁への報告事項）

消費者庁においては、これまで、「店舗において、マッサージの施術を受けたところ、腰椎圧迫骨折の重傷」、「鍼灸院において、鍼治療の施術を受けたところ、右膝関節炎等の重症」、「エステ店において、脱毛の施術を受けたところ、機器の部品が利用者の胸元に落ち、II 度の火傷」といった医業類似行為等に係る消費者事故等を公表しているところです。

つきましては、消防機関におかれましては、上記 2 に規定する医業類似行為等における役務サービスと事故（死亡や負傷等）の関連が認められる事例（発生場所が 2 に規定する医業類似行為等における役務サービスの提供場所であり、かつ施術部位で生じた傷病であるもの）が救急搬送時に確認できた場合は消防庁に報告するようお願いいたします。なお、当該報告については、消費者庁において改めて消費者事故等への該当

² 医業類似行為等については、本件勧告の結果報告書のうち 6 頁「(3) 調査対象及び医業類似行為等による事故の発生状況」のうち「ア 調査対象」を参照。

³ 美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）に基づき、美容所として届出されているものを除く。

性の確認が行われます。

4. 報告様式について

消防庁への報告に当たっては、「消費者事故等の通知について」の一部改正等について」（平成 27 年 9 月 25 日付け消政策第 346 号、消安全第 265 号、消防総第 615 号）において規定する「別記様式（消費者事故等情報通知様式）」（別紙 3 参照）により運用いただくようお願いいたします。

なお、救急搬送時において実際に想定される事例を記載例として添付（別紙 4 参照）していますので、御活用いただくようお願いいたします。

5. その他

本件勧告においては、一部消防機関における消費者事故等の通知義務に係る不知についても言及されています。このため、「消費者安全法に基づく通知の概要（生命・身体被害分野）-消防機関向け-」（別紙 5 参照）を添付しますので、改めて御知いただけます。

また、消費者事故等の通知制度に関する関係法令や運用マニュアル等は、次に掲げる消費者庁のホームページに掲載されていますので、併せて御参照いただくようお願いいたします。

(1) 事故情報の集約等（消費者庁ホームページ）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/index.html#safety_law

(2) 事故情報データベースシステム

<https://www.jikojoho.caa.go.jp/ai-national/>

（問い合わせ先）

消費者庁消費者安全課

課長補佐：三宅、係長：石井

TEL 03-3507-9201/FAX 03-3507-9290

消防庁総務課

課長補佐：小林、係長：四維

TEL 03-5253-7506/FAX 03-5253-7531

医療機関ネットワーク事業

- 事業に参画する医療機関から、消費生活において生命又は身体に被害が生じた事故情報を、消費者の不注意や誤使用によると思われる場合も含めて幅広く収集
- 被害の拡大が懸念される事故等を抽出し、注意喚起の実施等の再発防止に活用
- 消費者庁と国民生活センターの共同事業



令和3年4月1日現在

参画医療機関：30病院

※ (医): *1 医療法人、*2 社会医療法人、*3 社会医療法人財団
 (公財): 公益財団法人 (福): 社会福祉法人
 (国研): 国立研究開発法人 (国共連): 国家公務員共済組合連合会
 (独): 独立行政法人 (地独): 地方独立行政法人
 (厚生連): 長野県厚生農業協同組合連合会

中部

富山県 富山大学附属病院
 長野県 (厚生連) 佐久総合病院
 長野県 (医)*3 慈泉会相澤病院

北海道・東北

北海道 (医)*1 漢仁会手稻漢仁会病院
 宮城県 (独) 国立病院機構仙台医療センター
 福島県 (公財) 星総合病院

中国・四国

鳥取県 鳥取県立中央病院
 広島県 県立広島病院
 徳島県 徳島県立中央病院
 徳島県 徳島県立海部病院
 徳島県 徳島県立三好病院

関東

千葉県 日本赤十字社成田赤十字病院
 千葉県 千葉大学医学部附属病院
 東京都 (国研) 国立成育医療研究センター
 東京都 日本赤十字社東京都支部大森赤十字病院
 東京都 順天堂大学医学部附属練馬病院
 東京都 (国共連) 虎の門病院
 東京都 東京都立小児総合医療センター
 山梨県 山梨大学医学部附属病院

九州・沖縄

福岡県 九州大学病院
 佐賀県 佐賀大学医学部附属病院
 長崎県 (独) 国立病院機構長崎医療センター

近畿

滋賀県 (福) 恩賜財団済生会滋賀県病院
 滋賀県 近江八幡市立総合医療センター
 滋賀県 滋賀県立総合病院
 滋賀県 日本赤十字社長浜赤十字病院
 京都府 日本赤十字社京都第二赤十字病院
 大阪府 (医)*2 協和会加納総合病院
 大阪府 (地独) 堺市立病院機構堺市立総合医療センター
 大阪府 (地独) 大阪府立病院機構大阪急性期・総合医療センター

(件)

事故のきっかけ	治療の有無等 治療を必要としない	治療を必要とする				死亡	合計
		即日治療完了	要通院	要入院	その他		
誤飲・誤嚥	153	123	33	23	6	0	338
転倒	324	241	411	49	132	0	1,157
転落	467	251	230	86	155	3	1,192
刺す・切る	23	51	67	17	1	0	159
挟む	19	53	26	5	7	0	110
ぶつかる・当たる	285	177	305	14	54	0	835
さわる・接触する	27	33	117	16	36	0	229
溺れる	2	1	1	5	2	1	12
有害ガスの吸引	0	0	1	3	0	0	4
その他	384	567	152	36	161	1	1,301
不明	30	35	20	0	21	0	106
合計	1,714	1,532	1,363	254	575	5	5,443

- (備考) 1. 消費者庁資料。
 2. 2021年度に収集されたもの。
 3. 「治療を必要とする」のうちの「その他」は治療を必要とするが、転医等により詳細不明の事例が該当。

	公表日	タイトル	公表主体
(1)	2021/4/8	液体芳香剤 の誤飲事故等に注意！ －乳幼児がリードディフューザーの液を誤飲して入院する事故が発生－	国民生活センター
(2)	2021/4/28	圧力鍋 を安全に正しく使用しましょう！ －入れすぎに注意、蓋の洗浄が重要です－	消費者庁
(3)	2021/6/2	子どもの 歯磨き 中の喉突き事故などに気を付けましょう！ －3歳以下の子どもの事故が多数発生しています－	消費者庁
(4)	2021/7/7	もうすぐ夏本番！外出先での子どもの 水の事故 に御注意ください！ －海水浴、水泳、釣り等で水辺へお出かけの際は、危険個所等を事前に把握し、水辺で遊ぶときはライフジャケットを必ず着用しましょう－	消費者庁
(5)	2021/7/7	御家庭内での子どもの 溺水 事故に御注意ください！ －入浴後はお風呂の水を抜く、ベビーゲートを設置するなどの対策を－	消費者庁
(6)	2021/7/15	男児用水着 のインナー生地を確認しましょう －陰茎部の皮膚が挟まり、取れなくなることも－	国民生活センター
(7)	2021/9/2	家電から出る蒸気 による乳幼児のやけどにご注意！ －炊飯器、ポット、ケトル、加湿器（スチーム式）について－	国民生活センター
(8)	2021/9/10	コンタクトレンズ による眼障害について －カラーでも必ず眼科を受診し、異常があればすぐに使用中止を－	消費者庁
(9)	2021/11/17	着衣着火 に御用心！毎年約100の方が亡くなっています！ -火に近づき過ぎない！火力の調節、適切な服装で事故予防-	消費者庁
(10)	2021/12/16	スケートボード類 での事故 -転倒することを前提に安全保護具の着用と場所選びを-	消費者庁
(11)	2021/12/23	除雪機 による死亡・重傷事故を防ごう！-正しく、安全に使用してください-	消費者庁
(12)	2022/3/24	乳幼児による 水で膨らむボール状の樹脂製玩具 の誤飲にご注意！（続報）	国民生活センター
(13)	2022/7/20	子どもの転落事故 に注意！-落ちるまではあつという間です。事前の対策で事故防止を-	消費者庁
(14)	2022/7/20	子どもの水の事故 を防ごう！-7月25日は「世界溺水防止デー」、予防策を再確認して行動を！-	消費者庁
(15)	2022/10/5	樹脂製の折りたたみ式踏み台 での指挟みに注意 -乳幼児が手指の先を切断する事故が発生しています-	国民生活センター